

派遣結果報告

1. 熊本県における農林水産物を活かした地域活性化対策について

◇調査日時

令和元年 7 月 10 日(水) 13:30~14:30

◇調査場所

熊本県庁・議会棟

◇説明者

- ・熊本県農業研究センター アグリシステム総合研究所 アグリ支援室 室長 堤 えみ
- ・熊本県農業研究センター アグリシステム総合研究所 課長補佐(フードバレー担当)

甲斐 奈美枝

(1) くまもと県南フードバレー構想について

ア.経緯

平成 25 年 3 月に熊本県が策定した「くまもと県南フードバレー構想」は、熊本県・県南地域(八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域)の豊富な農林水産物を活かし、食関連の研究開発機能や企業を集積させる「フードバレー」を形成することにより県南地域の活性化を目指してきたこと。

また、「食」の安全・安心への要求の高まり、グローバル化による市場規模の拡大、健康・教育・観光など様々な領域での「食」の活用、農林水産業の多面的な機能への注目など、「農林水産業」や「食」に関連した産業への新たな成長産業としての期待が高まってきたこと。

加えて、豊富な農林水産物や高速交通網の結節点としての機能、物流拠点としての八代港など、熊本県・県南地域のポテンシャルを最大限に活用することで、「食」に関連した産業の振興を図り、県南地域全体の活性化を目指してきたこと。

そういう状況の中で、構想では、県南地域における「食」関連産業の振興に向け、熊本県や県南地域の市町村など、行政機関はもちろんのこと、農林水産業者や企業、試験研究機関、関係団体など関係者が一体となって、構想実現に向けて取り組むことで、新たなビジネスの創出と 6 次産業化など担い手の育成と地域活性化を図っていくこととした。

イ. 取り組みの方向性

(ア).6 次産業化・農商工連携による地域内生産物等の高付加価値化

- ①.6 次産業化・農商工連携の活発化
- ②.他地域との差別化による高付加価値化
- ③.生産・流通体制の整備

(イ)地域内生産物を活かす企業・研究開発機能等の集積

- ①企業等の農業参入促進、「食」関連企業・研究開発部門の誘致
- ②地域の「食」関連産業の育成・振興
- ③「食」関連の試験研究機能の強化・連携

(ウ)アジアとの貿易拡大、首都圏等への販路拡大

- ①八代港の活用等によるアジアとの貿易拡大
- ②首都圏等への販路拡大

(エ)人材育成の強化・推進体制の構築

- ①人材育成
- ②推進組織の設立、機能強化
- ③ネットワーク形成

(2) アグリビジネスセンターについて

ア. 経緯

熊本県の県南に位置する八代地域、芦北地域、球磨地域では、トマト、イグサ、ショウガ、デコポン、クリ、晩白柚など、全国トップレベルの農産物や、近年生産が拡大しているキャベツ、馬鈴薯などの露地野菜が栽培されており、これら農産物の生産力はこの地域の「強み」となっていること。

また、熊本県では、こうした県南地域の豊富な農林水産物を活かし、食品・バイオなどの研究開発機能や企業を集積させる「フードバレー」の形成を推進することにより、地域の活性化を目指すため、平成25年3月に「くまもと県南フードバレー構想」を策定した。そして、現在、「食」関連産業の振興に向けた幅広い取り組みを展開してきたことがセンター設置の運びとなった。

イ. センターの位置づけ

フードバレーアグリビジネスセンター(略称 ABC)は、県南地域の豊富な農産物を生かし、高付加価値化に関する試験研究を行うとともに、6次産業化の支援や事業者と食品関連企業などとの新たな結びつけを行い、地域の活性化につながるオープンイノベーションを創出することを目的に、県南地域の研究拠点である「アグリシステム総合研究所内」位置づけた。

ウ. 役割

センターでは、農業に携わる方や企業の方の相談窓口となるほか、農産物や加工品に関する研究開発、加工品の試作といったさまざまなニーズにワンストップでお応えすることで、6次産業化や事業拡大を支援していくこと。

そして、フードバレーアグリビジネスセンターが、「県南フードバレー構想」の推進拠点として、農業に携わる方々や企業の皆様が多数集い、業種の垣根を越えて交流し、新しいアイデアやビジネスの芽を次々と生み出す、イノベーションの旗印となることを目指す役割を果たしていくセンターとした。

◇ 質疑で明らかになった点

1. 労働力不足の対応については、海外からの労働者も多くなってきているが、スマート農業推進や、農産物育成に関するデータの集積をしていくことによって対応する。

2. 地域からの農産物の輸送については、路線バスを利用するなど、できる限りコスト低減につながるような取り組みを考えている。



3. 県のトップセールスについては、農協出身の知事ということもあって、予算的な取り組みについても手厚い配分になっていることに加え、農地集積については県が率先垂範をして取り組んでいる。

《成果》

人口減少や農業者の後継者問題など、まさに、本県と同様の課題を抱える地域として、今後の一次産業をいかに発展・活性化をさせていくのかについて、大変有意義な調査になったと思う。

また、海外に目を向けた取り組みの中では、世界基準の取得や、農業を通じた6次産業化の課題に対するワンストップ対策など、多くの課題について業種を超えた取り組みとなっている状況は、本県としても大いに参考になる事業だと感じた。

2. 熊本県における認知症対策について

◇ 調査日時

令和元年7月10日(水)14:30~15:30

◇ 調査場所

熊本県庁・議会棟

◇ 説明者

熊本県警察本部交通部運転免許課 警部 平島 裕司

(1) 事業概要

国の新たな財政支援制度(医療・介護サービスの提供体制改革)を活用し、看護師の資格を有する者を警察の非常勤職員として採用して熊本県運転免許センターに配置し、警察職員が行う運転適性相談時に医療的側面から病状の把握相談等の支援を行い、病状に対応できる医療機関への受診勧奨等を実施することにより、認知症等の早期発見・対応の促進並びに高齢者等の交通事故防止を推進するものである。

(2) 事業背景

熊本県では、認知症の早期発見対策として「運転適性相談における認知症等早期対応推進事業」を実施。全国で初めて運転免許センターの相談窓口には医療専門職を配置している。

(3) 事業規模(予算額)

平成26年度 約192万円

平成27年度 約433万円

(4) 予算獲得の経緯

ア. 予算適正相談の問題点と対策についての検討

平成26年6月改正道路交通法の施行(質問票提出の義務化等)における課題として、

- ① 運転適性相談業務における正確な病状把握・判断の困難性
- ② 運転適性相談件数の増加
- ③ 担当職員の業務負担増

の3点が挙げられ、検討を重ねた結果、「認知症等の病気に詳しい医療系専門職を免許

センター内に配置すべき」との結論に至った。

イ. 熊本県との協議

熊本県からは「運転適性相談担当に医療系専門職を配置すべき」との要望はなされていたが、警察単独での予算化は困難であるとの判断が示されていた。

平成 26 年 4 月、新たな国の施策として「医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度」が設けられることを認知した。そこで、この財政支援制度を「運転免許行政の中で生かさないか」との発想の下、運転免許課及び警務課(企画担当)が協議を重ね、医療系専門職員を雇用して運転免許取得及び更新時のアドバイザーとして活用するとの方針を打ちだした。

ウ. 熊本県知事部局に対するアプローチ

認知症対策課に対し、国の財政支援制度の具体的内容の聴取と県警の方針を説明し、理解・協力を求めるとともに、具体的な手続きについて協議を始めた。認知症対策課から計画承認までのタイムスケジュールが示された。

エ. 知事部局の反応

「認知症等の病気を有する免許更新者に対し、医療系専門職員が適正相談を行う事は、認知症対策を推進する上で効果が高い。」との姿勢を示した。

オ. 運転免許課の試案策定

医療系専門職員を採用する配置案を前提とした。

カ. 知事部局の回答

「国の新たな財政支援制度を利用して職員採用をすることは可能」との回答を得た。

キ. 運転免許課の交渉開始

① 現状と必要性の説明

- 認知機能検査で第 1 分類と判定された者が、検査対象者の約 3.9%を占める。
- 認知機能検査で第 1 分類等となった者を医療機関へ受診勧奨を行う事が出来れば、早期発見・早期治療が最も重要とされる認知症対策と交通事故防止対策上でも高い効果が期待できる。
- 医療機関への受診勧奨をするためには第 1 分類の者を面談する必要がある。等を認知症対策課へ説明した。

② 国の施策との整合性

「在宅医療を推進するための事業」との整合性を論じ、適正相談が在宅医療に繋がるとして十分な理解を得た。

ク. 雇用形態の検討

業務委託とした場合、安定した人数を配置できるものの、デメリットとして委託できる業務の範囲が限られる等が考えられた。

非常勤職員採用とした場合、警察で面接を行い、人選する事が出来るとともに、常勤職員と同等に多岐にわたる事務を行う事が出来るため、業務委託より事業効果が大きいと判断した。

ケ. 知事部局各課との個別協議

① 医療政策課

「認知症の予防や進行を遅らせるためには、早期発見及び適切な対応が重要である」ことにより、在宅医療の促進に特色ある取組として目玉事業となると判断がなされた。

② 財政課

県の施策「認知症になっても安心して暮らせる熊本(国内で先進的)」と、警察の施策「認知症又は認知症の疑いのある者の交通事故防止」を共同して取り組むことは、熊本県の事業として更なる取組強化と効率化が図られ、財政面でも有益な事業と判断された。又、その他の一定の病気についても、熊本県の「幸せ実感くまもと4ヵ年戦略」の柱である「長寿を楽しむ社会の実現」に向け有益と判断された。

③ 人事課

当該事業の職員採用数・給与に関して協議を行い、当初3人の相談員数を要求していたところ、配置の必要性は認められたものの、適正相談数に占める認知症該当者の比率を考慮すれば、1日1人が妥当であると呈された。しかし、道路交通法改正の趣旨(一定の病気等を有する者をすべて把握し、適切な対応を行う。)等の説明や、粘り強い説得により、「2人」の採用が認められた。

コ. 評価

① 熊本県知事

蒲島県知事は、各種会議の冒頭で「県と警察が共同で事業を行う事は素晴らしいことである。幸せ実感くまもと4ヵ年戦略に高い効果が期待できる。」と高く評価した。

② 熊本県医師会

「在宅医療の促進に特色ある取組として目玉事業になる。」と高い評価を得た。

③ 熊本県知事部局(医療政策課・財政課・人事課)

熊本県の「幸せ実感くまもと4ヵ年戦略」の柱である「長寿を楽しむ社会の実現」に向け有益と判断した。

(5) 事業効果

ア. 制度面

警察職員が行っていた病状の把握がより正確に出来ることとなり、職員が自信を持った対応が出来ると共に、認知症に関して病院への受診勧奨に繋がっている。

イ. 事業面

看護師としての経験を活かし、ポイントを押さえた質問事項(主治医、病名、服薬名、病状等)から正確な病状の把握が出来るようになり、的確な説明と助言が出来ている。

ウ. 業務面

相談件数の増加とともに相談時間が長くなる傾向があり、業務の負担が高くなったが、看護師が配置されたことで、相談業務の質・量とも充実が図られる事となった。

エ. 効果事例

- ① 免許更新の際の申請書記載時、手が震える70歳男性を発見。声掛けをした所本人は「何もない。」と申し立てたが、付き添いの家族から「認知症の疑いがあるので運転させたくない。」との申し出があり、警察職員と看護師で面談を行い、納得の上、更新をしなかったも

の。

- ② 家族から「認知症の疑いがある 82 歳父の運転を止めさせたい。」との申し出があったが、本人が運転に固執していたため警察職員及び看護師が面談を行い、後日自主返納した。
- ③ 家族から認知症ではないかと言われていた 77 歳男性が、テレビ報道を見て免許センター適正相談窓口へ来庁したもの。警察職員及び看護師と面談を行い、今後の免許更新及び病院受診について家族と話し合う事で納得し帰宅した。

(6) 課題

ア. 非常勤職員の限界

イ. 適正相談員の資質の向上

認知症患者及びその疑いのある者への対応については今後も事例検討を重ねるとともに、県の協力を得て定期的な認知症に関する研修に参加する機会を増やすなどして、専門的スキルアップ及びモチベーションの向上に努める必要がある。

ウ. 相談窓口の周知

認知症の早期発見には患者本人より家族の協力が必要不可欠であるため、適正相談窓口案内チラシについては、75 歳以上の高齢者講習受講時の配分だけでなく、広く県民に周知できるように工夫する必要がある。



3. 世界農業遺産「高千穂郷・^{しいばやま}椎葉山の山間地農林業複合」システム」について

◇ 調査日時

令和元年 7 月 11 日 (木) 10:30~12:00 (現地調査:13:00~16:00)

◇ 調査場所

高千穂町・会議室

世界農業遺産高千穂郷・椎葉山地域(現地調査)

◇ 説明者

高千穂町副町長 藤本昭人

高千穂町財政課総合政策室 安在浩

高千穂町財政課世界ブランド推進担当 金光太陽

高千穂町財政課総合政策室 田崎友教

(1) 高千穂町の概要

ア. 人口:12, 383人(H31. 1)

イ. 面積:23, 754hr

ウ. 高千穂峡:高千穂町を代表する観光スポット、1934年に国の名勝・天然記念物の指定を受ける。観光客入込数年間140万人。(外国人10万人)

エ. 高千穂町の神楽:天照大神が天岩戸にお隠れになった際に、岩戸の前で天鈿女命が面白おかしく舞ったのが始まりと伝えられている。その年の実りに感謝し、翌年の五穀豊穰を祈願し、11月~2月の間に夜神楽・日神楽を奉納する。高千穂町内に約30の神楽保存会がある。ほしやどん(神楽の舞手)479名。高千穂神社にて每晚8時~9時まで、365日、40年以

上続いている。

(2) 世界農業遺産とは

- ア. 目に見えないシステム、未来志向、認定後、土地利用などに厳しい制限がかかるわけではない。機械化を拒むものでない。
- イ. 世界では2018年11月現在、21ヶ国・54地域が認定。国内農業遺産地域は11地域がある。

(3) 高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産について

- ア. 2015年12月、高千穂郷・椎葉山地域として世界農業遺産に認定された。
- イ. 地域: 高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、諸塚村、椎葉村で構成。人口は24,000人、面積は141,966ha(森林は91.1%、耕地面積は2.9%)、この地域は厳しい山間地に位置している。
- ウ. 山間地農林業複合システム(春は田植え、夏は野菜収穫、8月焼き畑、秋コメ収穫と花、冬はきんかん、五穀豊穰神楽。狭い土地を利用、棚田が多い、山腹に用水路を作っている。全体で500km。山間地農業とは一軒の家で複合経営。
- エ. 世界農業遺産認定の際に最も評価されたもの: 人と人の繋がり、(用水路建設、神楽保存)
- オ. 世界農業遺産認定後の取組み: 案内標識の設置、体験プログラムの作成、神楽公演・物販イベント、ツアーの企画、世界農業遺産シンポジウム、PR動画の作成、フォトコンテストの開催、HP・Facebook の開設、オリジナルブランド商品、研究機関と共同研究の開始、ロゴマークの制作、農泊の推進等、
- カ. 認定までの歩み: H25. 5県庁内で検討が始まる。H26. 3高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産推進協議会設立、H26. 5農水省から国内候補地の公募開始、7地域が応募、H26. 9世界農業遺産専門家会議による1次審査・および現地調査、H26. 107地域方3地域に候補地が絞られる、H27. 1協議会からFAOへ申請書の提出、H27. 5FAO科学委員会による現地調査、H27. 12世界農業遺産に認定、H28. 1認定祝賀会、

(4) 高千穂郷・椎葉山地域世界農業遺産の現地調査

- ア. 狭い土地を利用した棚田
山間地農業として、狭い土地を利用した棚田が各所にある(1,800ha)。棚田の営農には山腹の用水路を建設し引水が必要となる。用水路延長は高千穂町で190km、全体で500kmに及んでいる。



イ. 伝統神楽

世界農業遺産認定の際に最も評価されたものとして、人と人の繋がりとしての伝統神楽の保存がある。地域内には約90の神楽保存会が存在し、神楽の保存に大きな力を発揮している。現在では、高千穂神楽を高千穂神社神楽殿において、365日夜神楽として公開している。



(4) 成果

宮崎県高千穂町は、2015年に同町も含めた高千穂郷・椎葉山地域が世界農業遺産に認定されている。高千穂町は農業区域のほとんどが棚田で農業経営がされている。農家は年間を通じて米、野菜、お茶など複合的に農業経営している点、また耕作放棄地が少ない点などが特徴となっている。また世界農業遺産認定の際し、人と人との繋がりによって山間地の農業経営や地域の自治会や芸能活動が維持されている点が評価されたとしている。本県も集落営農や農業の労働力不足が課題となっており、今後の本県の農業振興や集落営農の参考としたい。



4. 宮崎県における地域資源の掘り起こしによる地域活性化対策

◇調査日時 場所

令和元年7月12日(金) 午前 9:30～10:30 宮崎県庁議会棟 2F 議員運営委員会室

◇説明者

宮崎県総合政策部国際文化祭障害者芸術文化祭課記紀編さん記念事業推進室

室長 河野龍彦 (かわのたつひこ)

主幹 瀬尾隆太 (せおりゅうた)

(1) 「神話のふるさとみやぎき」ブランドの確立事業

宮崎県は建国にまつわる「神話の源流」の地であり、脈々と引き継がれ、残されてきた神話や伝承、神話の世界を具現化した「神楽」などに生かして、記紀編さん1300年記念事業に取り組んでいます。

この事業は平成24年から32年までの9年間にわたる事業で、それを3つのフェーズ(基礎・応用・発展)に区切り段階的に取り組むとしています。現時点では「発展」の段階の2年目までの取り組みを調査しました。

最初に取り組んだのは、県民が「神話のふるさと」に知る機会・触れる機会を設けるため約2か月の間に県立図書館、美術館を利用して7回の講座(出席者約120名/回)を実施した講師は毎回違うがキーマンとなったのは大館真晴氏との出会いだったと説明を受けた。大館氏は神話などを専門とする超高名な研究者が日本には5名いるそうであるが、同氏は6番目ほどに位置している研究者である。同氏が宮崎県立看護大学の教授に赴任したことによりこの事業は大きく進んだようである。

次に取り組んだのは、神話ゆかりの地で実際に体験できる「フィールドワーク」を神社境内で開催した。その後「記紀みらい塾」と称し全県の小学生から高校生を対象に計8校において行った。内容は小学生に対しフリーアナウンサーの神話絵本の読み聞かせ、中高生は宮崎県や地元市町村に伝わる神話や伝承・天照大御神と天孫降臨の意義・伊勢神宮の創建などの講義を開催し、一般を対象とした「神話のふるさと講演会」「国際シンポジウム」などを開催した。

地域に伝わる神話を現代に伝えているのは、「神楽」が大きくかかわっている。そこで九州神楽シンポジウムを開催し基調講演、パネルディスカッション、神楽公演などを開催し県民への浸

透を図った。遠く岩手から早池峰神楽が参加した。

地域における取組等への支援は、「神話の源流～はじまりの物語」磨き上げ支援事業補助金として、県民自らが神話・伝説・神楽など地域の特色ある歴史文化資源を活用して実施するイベントやシンポジウムに対する支援で1/2補助、上限50万円で計画し10団体申請額1230万円に対し約400万円を実行した。

事業はブランドイメージを確立するためのプロモーションへと移り首都圏大学との連携による連続講座を開催し、國學院大學、早稲田大学、東海大学などが参加し計13回の連携講座を実施した。首都圏以外にも大阪地区の大阪大谷大学や福岡地区の西南学院大学などの実績も残した。

「神話の源流みやざき」と称しプロモーション映画の製作にも取り組んでいる。河瀬直美監督による「美しい日本 宮崎」というタイトルで現在までに9本の制作を終えているが今年度は日之影町の神話ゆかりの地をテーマに制作した。公開場所はYouTubeで公開している。

そのほかにも雑誌「OZマガジン」で西都市の神話トリップを特集したり「OZmall」で情報発信をしている。

(2) 成果

宮崎県は、古事記や日本書紀に描かれた日本発祥にまつわる日向神話の舞台であり、多くの神話や伝承、それらにちなんだ伝統文化やゆかりの地などが県内各地に残されている。記紀編さん1300年記念事業を通じて、県民一人一人が、宮崎県が持つオンリーワンの資源(宝)としっかりと向き合い、日向神話や伝説、史跡など県の宝を再認識すると共に、県民の力を結集し、その磨き上げや情報発信を行うことにより、地域の活性化や将来の県づくりにつながる取組を行っている。



本県においても、改めて地域の伝統、文化などを洗いなおすことで、本県の歴史や文化に誇りを持ち、将来の県づくりに繋げることが必要と感じてきた。

5. 宮崎県の防災・減災対策について

◇調査日時 令和元年7月12日(金) 10:30～11:30

◇調査場所 宮崎県庁 議会棟 会議室

◇説明者 宮崎県総務部危機管理局 局長 温水豊生 氏

(1) 宮崎県の災害対策と自主防災について

宮崎県では大雨・台風による風水害が毎年のように発生しており、竜巻の発生も全国第4位、地震も日向灘を含む南海トラフに面しているため巨大地震が想定され、霧島山火山についても噴火に注意が必要であり、自然災害対策は最重要課題となっている。

知事の「わが県は常に危機に身を置いている」という考えを「常在危機」とし、緊急時の際の対応体制マニュアルの整備、県職員の災害に対する使命の明確化による、県の危機管理体制

の構築がなされている。

また県民啓発と自主防災を目的とした「宮崎県防災対策推進条例」が平成 18 年 9 月に施行され、県・市町村・県民及び事業者の、防災対策に関する責務・役割、災害の未然防止、及び復興・復旧に関する対策の基本的事項が定められた。この条例は議員発議での施行である。これに伴い宮崎県防災の日も制定され、各種防災イベントや自主防災組織に関する研修、防災士の育成等によって県民の防災意識向上を図っている。

《成果》

行政と県民が一体となって災害に対応する「自助・共助・公助」の考え方や、災害に強い地域社会への取り組みは本県にとっても学ぶことが多かった。議員発議による条例の制定も含め県全体で災害対策が必要だと感じた。

(2) 南海トラフ地震対策について

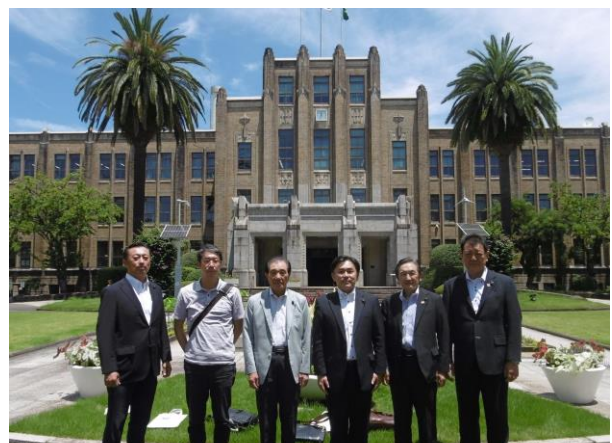
宮崎県沖の日向灘まで続く南海トラフは、近い将来に巨大地震の発生が懸念されており、被害想定を含めた地震対策が行われている。

県の取り組みとして、危機管理局の体制強化等県庁内の体制の整備が行われた他、広域連携体制の構築、後方支援・広域物資輸送・航空搬送の各防災拠点の確保による災害対応策が実施され、総合防災訓練による広域連携の実効性の確保、職員の質の向上が図られ、新・宮崎県地震減災対策が策定され減災目標も明確にしている。

市町村の取り組みとして、指定緊急避難場所の指定、ハザードマップの作成、津波避難施設の整備が行われている。

《成果》

宮崎県には南海トラフ地震に対して明確な危機意識があり、災害時を想定した様々な対策が行われていた。本県も東日本大震災に被災した経験を活かし宮崎県のように事前の防災対策に取り組まなければならぬと強く感じた。



以上